破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３１号
大分県日田市大字渡里80番地１　ハーモニータウン月隈Ｆ棟401号
破産者　草野　充彦
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第３９号
大分県日田市大字三和1722番地
破産者　草野　英彦
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第４８号
大分県日田市大字三和1722番地
破産者　草野萬亀子
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３８９号
名古屋市天白区中平２丁目1105番地　ブレークスルー中平　307号
破産者　永瀬成子こと　李　　成子
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４４号
愛知県長久手市氏神前111番地　ウィングⅡ２Ａ
破産者　山田　一成
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４２号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番21号　キューブ中の島２－３－201号
破産者　小坂　秀樹
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０号
青森県西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形30番地１
破産者　古川　　信
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊345番地１
破産者　棟方　啓子
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
福島県いわき市平下神谷字南一里塚２番地の４
破産者　竹田　　拡
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第４２号
新潟県三条市興野２丁目９番10－４号　コーポアサマ２号室
破産者　澁谷　博美
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第８７号
長野県松本市大字笹賀8031番地２
破産者　早川　和孝
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１３２号
岐阜市鏡島精華１丁目５番11号（サンシティ服部　Ａ102号室）
破産者　服部　幸子
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５３号
岐阜市元町２丁目９番地　（リエス岐阜元町302号室）、前住所岐阜市宝来町７番地　（エステイタスＧＨ73Ｄ号室）
破産者　ｃｏｆｆｅｅ＆ｆｏｏｄｓ　ミューこと　森　　仁司
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７５号
岐阜市加野３丁目３番37号
破産者　中條　篤志
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１５６２号
愛知県豊明市阿野町滑53番地３　レイアＮ401号
破産者　成田　美晴
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８６号
愛知県あま市本郷柿ノ木20番地　アーバンライフ本郷第一202号
破産者　川口　隆生
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２３号
名古屋市中川区江松２丁目417番地　グランディールＪ　205号、従前の住所名古屋市中川区野田２丁目234番地の３
破産者　永田　奈々
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８６４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸132番地　シェソワ下戸202、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前144番地
破産者　大野　直樹
１　決定年月日　平成27年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部